



公安委員会告示

地域交通安全活動推進委員の委嘱

議会訓令甲

岐阜県議会図書室規程の一部を改正する訓令

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰規程の一部を改正する訓令

公 示

県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定

土地改良事業の工事の完了

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

落札者等に関する公示

住宅供給公社公告

公営住宅又は共同施設の管理

(交通企画課) 二二二

(議会事務局図書室) 二二二

(教育総務課) 二二二

(農地整備課) 二二二

(同) 二二二

(出納管理課) 二二二

(会計課) 二二二

(住宅課) 二二二

規 則

岐阜県行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十三号

岐阜県行政書士法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県行政書士法施行細則(昭和三十四年岐阜県規則第百二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「き損」を「毀損」に改める。

別記第二号様式中「呂」を削り、「附屬」を「添附」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県市町村災害援護資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十四号

岐阜県市町村災害援護資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県市町村災害援護資金貸付規則(昭和四十九年岐阜県規則第百二十三号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「欄」を「線」に改め、「甲」を削る。

別記第二号様式中「第9条により」を「第10条第1項に規定する」に改める。

別記第四号様式中「欄」を「線」に改め、「甲」を削る。

別記第七号様式中「甲」を削り、「欄」を「線」に改める。


別記第八号様式中「欄」を「線」に改め、「甲」を削り、同様式別紙中「貸付金収入」



第13号様式

第 号  
年 月 日

様

岐阜県公害審査会 

{ あ つ せ ん 打 切 り  
調 停 { し な い  
打 切 り  
打 切 り と み な す } } 通知書

年 ( ) 第 号事件については、公害紛争処理法第 { 30  
35 } 条の規定により、 { 別紙決定書  
調停が打ち

のとおり { あつせんと打ち切る  
調停を { し ない  
打 ち 切 る } } ことと決定し } ましたので通知します。  
切られたものとみなされ



{ あ つ せ ん 打 切 り  
調 停 { し な い  
打 切 り } } 決定書

公害紛争処理法第 { 30  
35 } 条の規定により、 年 ( ) 第 号事件について

{ あ つ せ ん を 打 ち 切 る  
調 停 を { し ない  
打 ち 切 る } } ことにします。

年 月 日

岐阜県公害審査会

年第 あつせん委員   
年第 調停委員会 

記

理由

別記第十五号様式中「調停委員会 様」を「調停委員会 御中」に改め、「㉔」を削り、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
 別記第十八号様式中「㉔」を削り、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第十九号様式中「調停委員会 様」を「調停委員会 御中」に改め、「㉔」を削り、「添付書類」を「添付書類」に改め、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第二十四号様式中「岐阜県公費審査会 様」を「岐阜県公費審査会 御中」に改め、「㉔」を削り、「基づき」を「より」に改め、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第三十号様式中「出席状況」を「出席状況」に、「行なった」を「行った」に、「年令」を「年齢」に、

職 業		を
住 所		に

改める。

別記第三十一号様式中「㉔」を削り、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十六号

岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県医学生修学資金貸付規則（平成二十年岐阜県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第四号様式から別記第九号様式までの規定中「㉔」を削る。

別記第九号様式の二中「㉔」を削り、「第14条第7項」を「第14条第6項」に改める。

別記第十号様式及び別記第十三号様式中「㉔」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県農業大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十七号

岐阜県農業大学校学則の一部を改正する規則

岐阜県農業大学校学則（昭和五十七年岐阜県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「うえは」を「上は」に改め、「㉔」を削り、「責任は」を「責任は、」に改める。

別記第二号様式から別記第四号様式までの規定中「㉔」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県農業大学校授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十八号

岐阜県農業大学校授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県農業大学校授業料の免除等に関する規則（昭和六十二年岐阜県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「受けている者」の下に「特待生を除く。」を加える。

別記第一号様式中「<sup>①</sup>」及び「岐阜県農業大学校長」を削る。

別記第二号様式中「<sup>②</sup>」及び「岐阜県農業大学校長」を削る。

別記第三号様式中「<sup>③</sup>」を削る。

別記第四号様式中「印」を削り、  
「<sup>④</sup>」  
「授業料免除  
納入期限延長  
特待生」を  
「<sup>⑤</sup>」  
「授業料免除  
納入期限延長」  
に改

める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県蜜蜂転飼条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十九号

岐阜県蜜蜂転飼条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県蜜蜂転飼条例施行規則（昭和三十一年岐阜県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「<sup>①</sup>」を削り、同様式備考中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四百号

岐阜県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県養蜂振興法施行細則（昭和三十一年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「<sup>①</sup>」を削り、同様式備考中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

別記第二号様式中「<sup>②</sup>」を削り、同様式備考中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附 則  
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県家畜取引法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四百一号

岐阜県家畜取引法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県家畜取引法施行細則（昭和三十一年岐阜県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「<sup>①</sup>」を削る。

別記第二号様式中「<sup>②</sup>」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県養鶏振興法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四百二号

岐阜県養鶏振興法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県養鶏振興法施行規則（昭和三十五年岐阜県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「<sup>⑤</sup>」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県家畜商法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五百三三号

岐阜県家畜商法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県家畜商法施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「第1号様式」を「第1号様式（第1条関係）」に改め、「印」を削じ、「第10条の5第2項」を「第10条の5第2項において準用する同法第10条の2第2項」に改める。

別記第二号様式を次のように改める。

## 第 2 号様式 (第 2 条関係)

(表 面)

写真を貼り付ける		検 印
第 号 岐阜県職員 ふりがな 氏 名	家畜商法第11条の3第2項の規定による証明書	年 月 日 発行
		岐 阜 県 印

(裏 面)

この証明書を携帯する職員は、家畜商法第11条の3第1項の規定により立入検査を行う職権を有する者である。

家畜商法(抜粋)

(立入検査)

第11条の3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、家畜商の事業所に立ち入り、帳簿書類(その作成又は備付けに代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。





第 7 号様式 (第 5 条関係)

工 事 着 手 届					
岐阜県知事 様	年 月 日				
<div style="text-align: right; margin-right: 100px;">住所</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏名</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">(法人にあつては名称)</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">及び代表者氏名</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">(電話)</div>					
<p style="text-align: center;">年 月 日付け岐阜県指令 第 号で承認を受けた道路工事は、 許可 占有</p> <p style="text-align: center;">次のとおり着手するので届け出ます。</p>					
記					
工 事 の 場 所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">路 線 名</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">場 所</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table>	路 線 名		場 所	
路 線 名					
場 所					
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日				
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日				
工 事 施 工 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;">住 所</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名 (法人にあつては名 称及び代表者氏名)</td> <td style="padding: 5px;">電話 ( )</td> </tr> </table>	住 所		氏 名 (法人にあつては名 称及び代表者氏名)	電話 ( )
住 所					
氏 名 (法人にあつては名 称及び代表者氏名)	電話 ( )				
現 場 責 任 者 氏 名					

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第8号様式 (第5条関係)

工 事 完 了 届

年 月 日

岐阜県知事 様

住所  
氏名  
(法人にあつては名称  
及び代表者氏名)  
(電話)

年 月 日付け岐阜県指令 第 号で 承認 道路  
許可 を受けた 工事は、  
占有

次のとおり完了したので届け出ます。

記

工 事 の 場 所	路 線 名	
	場 所	
工 事 の 目 的		
承認 許可 に係る工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日	
工 事 の 記 録	別添記録写真のとおり	

第 号

上記の工事については、完了したものと認めます。

年 月 日

岐阜県知事

印

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 完了届は、2部提出すること。

第 10 号様式 (第 7 条、第 8 条関係)

別記第十号様式から別記第十二号様式までを次のように改める。

変 更 届 年 月 日 岐阜県知事 様 住所 氏名 (法人にあつては名称 及び代表者氏名) (電話) 年 月 日付け岐阜県指令 第 号で許可を受けた道路占用 について、次のとおり変更が生じたので届け出ます。 記		
占 用 場 所	路 線 名	
	場 所	
変 更 事 項	1 住 所      2 氏 名      3 名 称	
	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 理 由		

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
 2 変更事項欄は、該当する番号を○で囲むこと。

第 11 号様式 (第 9 条関係)

道 路 占 用 廃 止 届

年 月 日

岐阜県知事 様

住所

氏名

〔 法人にあつては名称  
及び代表者氏名 〕

(電話)

年 月 日付け岐阜県指令 第 号で許可を受けた道路占用  
について、次のとおり廃止するので届け出ます。

記

占 用 場 所	路 線 名	
	場 所	
占用工作物、物件又は施設 の名称		
廃止の理由		
許可に係る占用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
廃止予定年月日	年 月 日	
原状回復予定年月日	年 月 日	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第 12 号様式 (第 10 条関係)

形状変更許可申請書  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 岐阜県知事 様 住所 氏名 (法人にあつては名称) 及び代表者氏名 (電話)							
道路法第 91 条第 1 項の規定により、次のとおり道路予定地の形状変更の許可を受けたいので申請します。							
記							
形状変更の場所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">路線名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">場所</td> <td></td> </tr> </table>	路線名		場所			
路線名							
場所							
形状変更の内容	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 土地の形質</td> <td style="width: 50%;">4 工作物の増築</td> </tr> <tr> <td>2 工作物の新築</td> <td>5 工作物の大修繕</td> </tr> <tr> <td>3 工作物の改築</td> <td>6 物件の付加増置</td> </tr> </table>	1 土地の形質	4 工作物の増築	2 工作物の新築	5 工作物の大修繕	3 工作物の改築	6 物件の付加増置
1 土地の形質	4 工作物の増築						
2 工作物の新築	5 工作物の大修繕						
3 工作物の改築	6 物件の付加増置						
土地、工作物等の名称、構造、数量等							
形状変更工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで						
形状変更を必要とする理由							
岐阜県指令 第 号 上記の申請を許可します。ただし、次の条件を守ってください。  <div style="text-align: center;">年 月 日</div> <div style="text-align: center;">岐阜県知事</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">印</div> </div>							
条 件							

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 形状変更の内容の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 申請書は、2部提出すること。

附 則  
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

### 教育委員会規則

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第一号

#### 博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則

(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第一条 博物館の登録に関する規則(昭和二十七年岐阜県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「通り」を「とおり」に改め、「㊦」を削り、「㊧」を「㊨」に「見積」を「見積り」に改め、同様式備考中「凡そ」を「およそ」に改める。  
別記第二号様式中「通り」を「とおり」に改め、「㊦」を削り、「㊧」を「㊨」に「見積」を「見積り」に改め、同様式備考中「第一号様式」を「別記第一号様式」に改める。

別記第四号様式中「通り」を「とおり」に改め、「㊦」を削る。  
別記第五号様式中「通り」を「とおり」に改め、「㊦」を削る。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第二条 学校教育法施行細則(昭和三十三年岐阜県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「岐阜県教育委員会 様」を「岐阜県教育委員会様」に改め、「㊦」を削る。

別記第一号様式中「岐阜県教育委員会 様」を「岐阜県教育委員会様」に改め、「㊦」を削る。

別記第二号様式中「特別支援学校長 ㊦」を「特別支援学校長」に

性別	生年月日

生年月日

に改め、同様式共中「あて」を「宛て」

に改める。

別記第五号様式中「㊦」を削り、

性別	生年月日

生年月日

に改める。

別記第六号様式中

性別	生年月日

生年月日

に改める。





教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別記第十五号様式の二中「印」を削る。

別記第十六号様式中「印」を削り、「うえ」を「上」に改める。

別記第十八号様式及び別記第十九号様式中「印」を削る。

(岐阜県視聴覚教員及び教材の貸与等に関する規則の一部改正)

第四条 岐阜県視聴覚教員及び教材の貸与等に関する規則(昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「印」を削る。

別記第二号様式中「印」を削り、「あたつて」を「当たつて」に改める。

別記第三号様式中「印」を削る。

(岐阜県立高等学校管理規則の一部改正)

第五条 岐阜県立高等学校管理規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「氏 名 印」を削る。

別記第二号様式の二中「岐阜県教育委員会 様」を「岐阜県教育委員会様」に改める。

「氏 名 印」を削る。

別記第三号様式から別記第五号様式までの規定中「氏 名 印」を削る。

別記第六号様式中 「 割 印 」 を削り、同様式備考第二号中「外わく線」を

「外枠線」に改める。

別記第七号様式中 「 割 印 」 を削り、同様式備考中「外わく線」を「外枠線」に改める。

別記第八号様式中「氏 名 印」を削る。

別記第九号様式中「岐阜県立 高等学校校長氏名様」を「岐阜県立 高等学校校長様」に改める。

別記第九号様式の二中「印」を削り、「岐阜県立 高等学校校長氏名様」を「岐阜県立 高等学校校長様」に改める。

別記第十号様式中「印」を削り、「岐阜県立 高等学校校長氏名様」を「岐阜県立 高等学校校長様」に改める。

立 高等学校校長様」に改める。

別記第十一号様式中「岐阜県立 高等学校校長氏名様」を「岐阜県立 高等学校校長様」に改める、「印」を削る。

別記第十二号様式中「岐阜県立 高等学校校長氏名様」を「岐阜県立 高等学校校長様」に改める、「印」を削る。

別記第十三号様式中「岐阜県立 高等学校校長氏名様」を「岐阜県立 高等学校校長様」に改める、「印」を削る。

(岐阜県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第六条 岐阜県立特別支援学校管理規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「氏 名 印」を削る。

別記第二号様式の二中「岐阜県教育委員会 様」を「岐阜県教育委員会様」に改める。

「氏 名 印」を削る。

別記第三号様式中「氏 名 印」を削り、「実施したいので、」を「実施したいので」に改める。

別記第四号様式中「氏 名 印」を削り、「使用したいので、」を「使用したいので」に改める。

別記第五号様式中「氏 名 印」を削り、「使用したいので、」を「使用したいので」に改める。

別記第六号様式中 「 割 印 」 を削り、同様式備考第二号中「外わく線」を

「外枠線」に改める。

別記第七号様式中 「 割 印 」 を削り、同様式備考中「外わく線」を「外枠線」に改める。

別記第八号様式中「岐阜県教育委員会 様」を「岐阜県教育委員会様」に改める。

別記第九号様式中「岐阜県立 学校校長氏名様」を「岐阜県立 学校校長様」に改める。

別記第十号様式中「岐阜県立 学校校長氏名様」を「岐阜県立 学校校長様」に改める。

別記第十号様式中「岐阜県立 学校校長氏名様」を「岐阜県立 学校校長様」に改める。

辯」に改め、「㊦」を削る。

別記第十一号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第十二号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第十三号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第十四号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第十五号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第十六号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第十七号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第十八号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第十九号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第二十号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第二十一号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第二十二号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第二十三号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第二十四号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第二十五号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第二十六号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第二十七号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第二十八号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第二十九号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第三十号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第三十一号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第三十二号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第三十三号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第三十四号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第三十五号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第三十六号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第三十七号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

別記第三十八号様式中「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改め、「㊦」を削る。

第三十四条第一項中、「押印の上」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

### 公安委員会規則

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第三号

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成八年岐阜県公安委員会規則第四号）の

一部を次のように改正する。

別記様式第一号を次のように改める。

「~~岐阜県立~~」を「~~岐阜県立~~」に改める。

第九條 岐阜県教育委員会技能教育施設の指定等に関する規則の一部改正

別記第一号様式中「並びに代表者の氏名及び住所」を「並びに代表者の氏名及び住所」に改める。

別記第二号様式中「印」を削る。

別記第三号様式中「印」を削る。

別記第四号様式中「印」を削る。

別記第五号様式中「印」を削る。

別記第六号様式中「印」を削る。

別記第七号様式中「印」を削る。

別記第八号様式中「印」を削る。

別記第九号様式中「印」を削る。

別記第十号様式中「印」を削る。

別記第十一号様式中「印」を削る。

別記第十二号様式中「印」を削る。

別記第十三号様式中「印」を削る。

別記

様式第1号 (第4条、第24条関係)

代 理 人 資 格 証 明 書

年 月 日

様

住 所

氏 名

年 月 日

において行われる聴聞  
に

弁明通知書 ( 年 月 日付け 第 号) に係る弁明の機会の付与

聴聞

については、下記の者を代理人として選任し、私のために  
聴聞 に関する一切  
弁明の機会の付与

の行為をすることを委任します。

記

聴聞 の件名 弁明	
住 所	
氏 名	

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第二号中「印」を削り、同様式備考第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第三号中「印」を削り、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第四号中「印」を削り、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第五号中「印」を削り、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第六号表面備考第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式裏面中「綴して」を「綴しての」に改める。

別記様式第七号中「表裏面田書」を「表裏甲田書」に改め、「印」を削り、同様式備考第三号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第八号備考第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第九号中「印」を削り、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十号中

「  
職名 氏名 印  
」を  
「  
職名 氏名  
」に  
改め、同様式備考第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十一号中「印」を削り、同様式備考第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十二号備考第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十三号裏備考第五号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十四号備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十五号中「印」を削り、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十六号表面及び別記様式第十七号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年三月三十日  
岐阜県公安委員会  
委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第四号

岐阜県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則  
岐阜県公安委員会審査請求手続規則（平成二十八年岐阜県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。  
別記第一号様式及び別記第二号様式中「印」を削る。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年三月三十日  
岐阜県公安委員会  
委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第五号

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則  
岐阜県警察職員定数規則（昭和三十三年岐阜県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。  
別表（第二条関係）

区 分	警 察 官			一般職員	合 計
	警 視 部	警 部	警部補及 警部 長及び 巡查部		
			巡 査	小 計	

警察本部	七五	二六	五二	二八三	一、〇六七	二七	一、三五
警察署	三三	一四	一、二七	一、〇〇九	二、四〇	一四	二、六〇〇
合 計	一〇八	二六六	一、八五九	三、五七	四七	三、九五四	

備考 警察本部の巡査には、初任科生を含む。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県質屋営業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第六号

岐阜県質屋営業法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県質屋営業法施行細則（昭和三十七年岐阜県公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㉔」を削り、同様式記載要領を次のように改める。

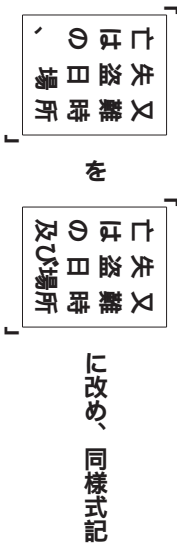
記載欄 数字を付した欄は、改正する数字を で囲むこと。

別記様式第二号中「㉔」を削り、同様式記載要領中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

別記様式第三号中「㉔」を削り、同様式記載要領中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別記様式第四号中「㉔」を削り、同様式記載要領を削る。

別記様式第五号中「㉔」を削り、



記載要領を次のように改める。

記載欄 数字を付した欄は、改正する数字を で囲むこと。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県青少年健全育成条例に規定するテレホンクラブ等営業に係る利用カードの規制等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第七号

岐阜県青少年健全育成条例に規定するテレホンクラブ等営業に係る利用カードの規制等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県青少年健全育成条例に規定するテレホンクラブ等営業に係る利用カードの規制等に関する規則（平成十四年岐阜県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第四十条」の下に「において読み替えて準用する条例第十九条の七」を加える。

第五条中「条例」を「（一）に、「調査又は質問をする」を「調査し、又は質問する」に改める。

別記第一号様式から別記第三号様式までの規定（備考を除く。）中「㉔」を削る。

附 則  
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

警備業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第八号

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（平成十八年岐阜県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㉞」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第九号

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則（平成二十五年岐阜県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号二中「国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳」を削る。

別記第一号様式中「㉞」を削り、同様式記載要領中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

別記第二号様式中「㉞」を削り、同様式記載要領中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

別記第四号様式中「㉞」を削り、同様式記載要領中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

別記第五号様式中「㉞」を削り、同様式記載要領中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十七条第一号二の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第十号

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成二十六年岐阜県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉞」を削る。

「㉞」を「㉞」に

ふりがな	氏名	及び生年月日
	井井田	井 田 井

を

ふりがな	氏名	及び生年月日
	井井田	井 田 井

に

に改め、同様式備考中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同様式備考第六号中「㉞」を「㉞」に改め、同号を同様式備考第五号とし、同様式備考中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

別記第二号様式中「**加**」を「**加**」に改め、同様式備考中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

別記第三号様式中「**加**」を「**加**」に改め、同様式備考中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第十一号

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和三十四年岐阜県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表二の表岐阜南の部東加納同の項を削り、同部岐阜駅南口同の項中「加納上本町四丁目」を「加納上本町一〜四丁目」に、「加納清水町一〜四丁目」を「加納清水町一〜五丁目」に、「加納天神町五丁目」を「加納天神町一〜五丁目」に、「加納本町五〜九丁目」を「加納本町一〜九丁目」に、「加納城南通三丁目」を「加納城南通一〜三丁目」に、「茜部大川一・二丁目、茜部大野一・二丁目、茜部新所一〜四丁目、茜部神清寺一・二丁目、茜部辰新一・二丁目、茜部寺屋敷一〜三丁目、茜部中島一〜三丁目、茜部野瀬一〜三丁目、茜部菱野一〜四丁目、茜部本郷一〜三丁目、茜部、水主町一・二丁目、境川一〜五丁目」を「安宅町一・二丁目、荒川町、安良田町三〜六丁目（三丁目については、東海道線以南に限る。）、生田町、加納朝日町一〜三丁目、加納安良町、加納大石町、加納大手町、加納北江町、加納清田町、加納沓井町、加納桜道一・二丁目、加納新町、加納新柳町、加納鷹匠町、加納鉄砲町一〜五丁目、加納東陽町、加納徳川町、加納中江町、加納長刀堀一〜四丁目、加納西江町一・二丁目、加納西丸町一・二丁目、加納二之丸、加納八幡町、加納花ノ木町、加納東江町、加納東丸町一・二丁目、加納舟田町、加納丸之内、加納御車町、加納南江町、加納柳町、加納矢場町一・二丁目、折年町一〜十一丁目、渋谷町、松嶋町一〜四丁目、竜田町七〜九丁目（七丁目については、高山線以南に限る。）、平安町、大倉町、中洲町」に改め、同部領下同の項中「領 下同」を「城東通同」に、「同 市領下六丁目」を「同 市城東通四丁目」に改め、「大倉町」及び「中洲町」を削り、「若杉町」の下に、「茜部大川一・二丁目、茜部大野一・二丁目、茜部新所一〜四丁目、茜部神清寺一・二丁目、茜部辰新一・二丁目、茜部寺屋敷一〜三丁目、茜部中島一〜三丁目、茜部野瀬一〜三丁目、茜部菱野一〜四丁目、茜部本郷一〜三丁目、茜部、水主町一・二丁目、境川一〜五丁目」を加え、同表海津の部南濃同の項中「南濃町奥糸入会地」を「南濃町駒野奥糸入会地」に改め、同表揖斐の部署所在地同の項中「上南方」の下に、「桂」を加え、同表北方の部本巢同の項中「本巢市文殊」を「本巢市長屋」に改め、同表加茂の部蜂屋同の項中「あじさいヶ丘一〜三丁目」の下に、「健康のまち一丁目」を加え、同表多治見の部駅前同の項中「多治見市本町一丁目」を「多治見市音羽町二丁目」に改め、同表飛驒の部署所在地同の項中「大野」を「大野町」に改める。

別表三の表関の部武芸川同の項中「同市武芸川町八幡」を「同市武芸川町小知野」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

企業管理規程

岐阜県公営企業被服貸与規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月三十日

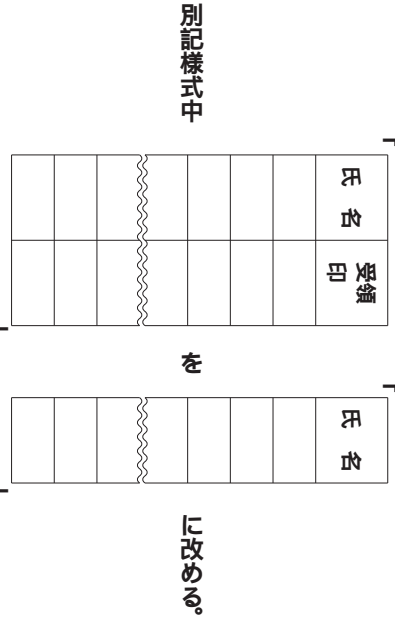
岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県企業管理規程第一号

岐阜県公営企業被服貸与規程等の一部を改正する規程

（岐阜県公営企業被服貸与規程の一部改正）

第一条 岐阜県公営企業被服賃与規程（昭和四十六年岐阜県企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。



第二条 岐阜県上水道用水供給施設給水規程の一部改正  
（岐阜県上水道用水供給施設給水規程（昭和四十八年岐阜県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。）

別記第十一号様式中「<sup>④</sup>」を削る。  
（岐阜県公営企業宿舍管理規程の一部改正）  
第三条 岐阜県公営企業宿舍管理規程（昭和四十九年岐阜県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「<sup>④</sup>」を削り、「<sup>⑤</sup>」を「<sup>⑥</sup>」に改める。  
別記第三号様式中「<sup>④</sup>」を削る。  
別記第四号様式中「<sup>④</sup>」を削る。

（岐阜県工業用水道給水規程の一部改正）  
第四条 岐阜県工業用水道給水規程（平成八年岐阜県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別記第十二号様式から別記第十四号様式までの規定中「<sup>④</sup>」を削る。  
附則  
この規程は、令和三年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年三月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	金山線 宝山線	下呂市金山町金山字下五反田九二一番四地先地内	一五・一 三三・〇	一七・〇 三九・四			

岐阜県告示第五百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年三月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示の日）



一般 国道 号	四百十七	揖斐郡池田町片山字中島六七 ○番三地从先から	同 郡同 町同 字同 六七 一番四地先まで	一・二	令和 三・三〇	令和 二・二・三
---------------	------	---------------------------	--------------------------	-----	------------	-------------

岐阜県告示第百五十一号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係書類は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県大垣土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 河川の名称  
木曾川水系水門川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日  
令和三年三月三十日
- 三 廃川敷地等の位置  
大垣市本今町字大曲り二一五番四
- 四 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 五九六・七六平方メートル

### 教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第一号

学校給食法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十四号）第一条第六項及び第二条第二項の規定に基づき、学校給食の開設、変更及び廃止の届出書の様式を次のように定め、学校給食の開設、変更及び廃止の届出書の様式に関する告示（昭和三十年岐阜県教育委

員会告示第三号）は、令和三年三月三十一日限り廃止する。

令和三年三月三十日

岐阜県教育委員会  
教育長 安 福 正 寿

#### 学校給食の開設、変更及び廃止の届出書の様式

学校給食法施行規則第一条第一項に規定する届出書は別記第一号様式に、同条第五項に規定する届出書は別記第二号様式に、同省令第二条第一項に規定する届出書は別記第三号様式によるものとする。

別記

第 1 号様式

(表)

年 月 日

岐阜県教育委員会様

設置者名

学校給食開設届出書

次のとおり学校給食を開設しますので、学校給食法施行令第 1 条の規定により届け出ます。

1 学 校 名 等									
(1) 学 校 名		(2) 公 立 私	(3) 所 在 地		(4) 校 長 氏 名				
2 学校給食の実施人員、区分及び毎週の実施回数									
(5) 学 級 数		(6) 在 籍 人 員	児 童 ・ 生 徒 教 職 員	人 人	(7) 給 食 の 区 分	完 全 補 食 ミ ル ク	(8) 毎 週 の 実 施 回 数	回	(9) 備 考
3 学校給食の運営のための職員組織									
区 分	(10) 給 食 主 任	(11) 栄 養 士	(12) 調 理 員	(13) そ の 他	(14) 備 考				
身 分									
氏 名 又 は 人 員				人	人				
4 学校給食の運営に要する経費及び維持の方法									
経 費 区 分 (月 額)	(15) 負 担 区 分				(16) 維 持 の 方 法				
	設 置 者	保 護 者	そ の 他	計					
給 食 費	円	円	円	円					
光 熱 水 費									
人 件 費									
そ の 他									
計									
(17) 5 学校給食の開設の時期 年 月 日									
(18) 6 給食施設の図面									

(裏)

記入上の注意

- 1 (2)公立及び(7)給食の区分の各欄は、それぞれ該当の文字を○で囲むこと。
- 2 (10)給食主任欄から(12)調理員欄までの身分は、教諭、栄養士等職名を記入し、非常勤職員を置く場合は(13)その他欄に身分及び人員を、調理業務等を外部委託する場合は(14)備考欄に委託業者名をそれぞれ記入すること。
- 3 (15)負担区分欄に記載されたもののほか、特に運営を維持するための方法がある場合は、(16)維持の方法欄に具体的に記入すること。
- 4 共同調理場の場合は、(1)学校名欄に共同調理場名を、(4)校長氏名欄に所長氏名を、(9)備考欄に対象学校名をそれぞれ記入すること。
- 5 共同調理場の対象学校については、(9)備考欄に共同調理場名を記入し、(11)栄養士欄から(13)その他欄までの各欄は、記入を要しないこと。

第 2 号様式

年 月 日

岐阜県教育委員会様

設置者名

学校給食変更届出書

年 月 日付けの学校給食開設届出書の一部を次のとおり変更したいので、学校給食法施行規則第 1 条第 5 項の規定により届け出ます。

変 更 の 事 由 及 び 時 期

区 分	内 容
学 校 名 又 は 共 同 調 理 場 名	
所 在 地	
変 更 の 事 項	
変 更 の 事 由	
変 更 の 時 期	年 月 日

第 3 号様式

年 月 日

岐阜県教育委員会様

設置者名

学校給食廃止届出書

次のとおり学校給食を廃止したいので、学校給食法施行令第 1 条の規定により届け出ます。

区 分	内 容
学 校 名 又 は 共 同 調 理 場 名	
所 在 地	
廃 止 の 事 由	
廃止の際における給 食施設及び設備の処 分方法	
廃止の際における学 校給食物資の処分方 法	
廃 止 の 時 期	年 月 日

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第一号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十二条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したため、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

令和三年三月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

活動区域	氏 名	住 所	委嘱年月日
揖斐警察署 管轄区域	平 野 光 雄	揖斐郡大野町大字上秋	令和三年一月一日

議会訓令甲

岐阜県議会訓令甲第一号

岐阜県議会図書館規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

岐阜県議会議長 森 正 弘

岐阜県議会図書館規程の一部を改正する訓令

岐阜県議会図書館規程（昭和三十七年岐阜県議会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「~~〇〇~~」を「~~〇〇~~」に、「~~〇〇~~」を「~~〇〇~~」に改

める。

別記第二号様式中「~~〇〇~~」及び「~~〇〇~~」を削る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第一号

岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

事務局一般  
各県立学校

岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰規程（平成二十年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「別記第一号様式」を「別記様式」に改め、同条第三項中「あたり」を「~~〇〇~~」に改める。

別記第一号様式中「~~〇〇~~」を「~~〇〇~~」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。



- 9 凍結防止剤
  - 10 書籍
  - 11 交通信号灯器
  - 12 工業生産建築物
  - 13 医薬品・医薬用品類
  - 14 その他の陸上運送サービス
  - 15 農業用機器（運転者を伴わないもの）の賃貸サービス
  - 16 電子計算機サービス及び関連のサービス
  - 17 建築物の清掃サービス
  - 18 金属製品、機械及び機器の修理のサービス
  - 19 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス
  - 20 自動車の保守及び修理のサービス
  - 21 その他
- 二 資格
- 地方自治法施行令第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により定める競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていることとします。
- 三 名簿への登載
- 名簿への登載を希望する者は、岐阜県会計規則（昭和三十一年岐阜県規則第十九号）第二百二十六條第一項の規定により入札参加資格審査申請書等を知事に提出して、次の要件を満たすかどうかの審査を受けなければなりません。
- 1 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）を除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
  - 2 消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと（建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計、建築設備設計及び森林整備業務の請負にあつては、県内に主たる事業所を有する者の場合に限る。）。
  - 3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條の更生手続開始の申立て（同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があつた者にあつては、同法第九十九條第一項又は第二百條第一項

- の規定による更生計画認可の決定（同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
- 4 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一條の再生手続開始の申立てがあつた者にあつては、同法第七十四條第一項又は第七十四條の二第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
  - 5 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
  - 6 建設工事の請負にあつては、次の(1)及び(2)の要件を満たすこと。
    - (1) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八條、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第二十七條及び雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七條の各規定による届出（当該届出を行う義務がない者を除く。）を行っていること。
    - (2) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三條第一項の許可を受けるとともに、同法第二十七條の二十三第一項の規定による経営事項審査を受けていること。
  - 7 測量の請負にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五條第一項の登録を受けていること。
  - 8 地質調査の請負にあつては、地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二條第一項の登録を受けていること。
  - 9 建設コンサルタントの請負にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二條第一項の登録を受けていること。
  - 10 補償コンサルタントの請負にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第三百四十一号）第二條第一項の登録を受けていること。
  - 11 建築設計の請負にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）第二十三條第一項の登録を受けていること。
  - 12 建築設備設計の請負にあつては、建築士法第二十三條第一項の登録を受けていること又は知事が建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認め、岐阜県建築設備設計事務所登録を受けていること。
  - 13 第六号から前号に掲げるもののほか、法令の規定による許可、認可、登録等を受けなければ営むことができない業に係る請負にあつては、当該許可、認可、登録等を受けていること。
  - 14 森林整備業務の請負にあつては、次の(1)から(4)までのうち、いずれかの資格等を有する技術職員を一名以上通年雇用し、かつ、常勤の技術職員を二名以上又は非常



勤の技術職員を五名以上雇用していること。

(1) 林業技士

林業技士養成事業実施要領（昭和五十三年十月六日付け農林水産事務次官通達）又は林業技士養成事業実施要綱により一般社団法人日本森林技術協会が認定した者

(2) 青年林業士（育成部門又は素材生産部門に限る。）

林業後継者育成対策等事業実施要領（昭和五十八年四月四日付け農林水産事務次官通達）により都道府県知事が認定した者又は岐阜県林業士認定要領により岐阜県知事が認定した者

(3) 基幹林業作業士、林業技能作業士又は林業作業士

林業労働力対策実施要領（昭和四十五年七月三十一日付け林野庁長官通達）、林業担い手育成強化対策実施要領（平成八年五月二十四日付け林野庁長官通達）、林業担い手育成確保対策事業の実施について（平成十年四月八日付け林野庁長官通達）又は強い林業・木材産業づくり交付金実施要領（平成十七年三月三十日付け林野庁長官通達）により都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定した者

(4) フォレストワーカー、フォレストリーダー又はフォレストマネージャー

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成八年農林水産省令第二十五号）に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者

四 有効期間等

1 有効期間

資格の有効期間は、名簿に登録されている期間です。  
名簿への登載は、三の規定による審査の結果三の各号に掲げる全ての要件を満たしていること認められたときになされ、名簿からの抹消は、当該各号に掲げるいずれかの要件を欠いたときになされます。

なお、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計及び建築設備設計の請負に係る名簿については令和四年三月三十一日をもって、森林整備業務の請負に係る名簿及び製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る名簿については令和五年三月三十一日をもって、それぞれ失効します。

2 更新

有効期間満了後引き続き資格が必要な場合は、有効期間満了前又は満了と同時に改めて名簿に登載されなければなりません。

五 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分

二で規定する資格のほか、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分（建設業法第二十七条の二十三第一項の審査の評定に基づき、別に定める基準に従って定められるものをいう。）は、次のとおりです。

1 土木一式工事

予	定	価	格	等級区分
四千万円以上				A
千五百万円以上四千万円未満				B
千五百万円未満				C

2 建築一式工事

予	定	価	格	等級区分
五千万円以上				A
二千五百万円以上五千万円未満				B
二千五百万円未満				C

3 電気工事及び管工事

予	定	価	格	等級区分
二千万円以上				A
六百万円以上二千万円未満				B
六百万円未満				C

六 資格に関する文書の入手方法

資格に関する事務の担当課及び資格に関する文書を手入するためのホームページアドレスは、次のとおりです。

1 建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計及び建築設備設計の請負

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県土木整備部技術検査課建設係

電話番号 〇五八 二七二 八五〇四

ホームページアドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/444.html>

2 森林整備業務の請負

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県林政部治山課治山係

電話番号 〇五八 二七二 八五二六

ホームページアドレス <https://www.kyoushin.crcr.or.jp/>

3 製造の請負、物件の買入れその他の契約

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県出納事務局出納管理課用度係

電話番号 〇五八 二七二 八七一五

ホームページアドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/1251.html>

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達物品の名称及び予定数量 無鉛ハイオクガソリン 34,500 L

無鉛レギュラーガソリン 522,500 L

軽油 28,000 L

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和三年1月6日

令和三年三月三十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社

4 落札者を決定した日 令和3年2月17日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市東金笠町二丁目2番地  
岐阜石匠株式会社

代表取締役 和田 隆

6 落札金額 74,446,615円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務課会計課契約係

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

### 住宅供給公社公告

岐阜県住宅供給公社公告第一号

本公司において、次のとおり公営住宅又は共同施設の管理を行うので、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第四十七条第二項の規定により公告する。

令和三年三月三十日

岐阜県住宅供給公社

理事長 市 川 篤 丸

一 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う者の名称  
岐阜県住宅供給公社

二 事業主体に代わって管理を行う公営住宅又は共同施設の名称  
岐阜県営住宅条例（昭和三十五年岐阜県条例第二号）第三条第一項に規定する県営住宅及びその共同施設（ソヒア・フラッツ及びその共同施設を除く。）

三 事業主体に代わって行う公営住宅又は共同施設の管理の内容  
岐阜県営住宅条例第四十九条第二項各号に掲げる権限を行うこと。

四 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う期間  
令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで